

議案第70号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

平成18年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(天理市表彰条例の一部改正)

第1条 天理市表彰条例(昭和35年3月天理市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「助役若しくは収入役」を「副市長」に改める。

(天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年6月天理市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(天理市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 天理市特別職報酬等審議会条例(昭和39年12月天理市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第4条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

別表第28号、第33号、第35号及び第37号中「助役」を「副市長」に改める。

(天理市実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 天理市実費弁償に関する条例(昭和43年5月天理市条例第22号)の一

部を次のように改正する。

第2条第2号中「第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」に改め、同条第4号中「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」に改める。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 副市長

第2条第3号を削る。

別表第1中「助役」を「副市長」に改め、同表収入役の項を削る。

別表第2中「助役」を「副市長」に改め、同表収入役の項を削る。

(天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 天理市職員等の旅費に関する条例(昭和37年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表甲の項中「助役」を「副市長」に改め、「収入役」を削る。

(天理市税賦課徴収条例の一部改正)

第8条 天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市吏員」を「市職員」に改める。

(天理市行政財産使用料条例の一部改正)

第9条 天理市行政財産使用料条例(昭和61年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は公布の日から、第9条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法

律第53号) 第238条の4の改正規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の天理市表彰条例第3条第3号の規定による副市長の在職年数は、この条例の施行前において当該者が助役であった在職期間を通算する。
- 3 第1条の規定による改正後の天理市表彰条例第3条第3号の規定にかかわらず、収入役の職にあった者については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第6条の規定による改正後の天理市特別職の職員の給与に関する条例別表第2の規定による副市長の在職月数は、この条例の施行前において当該者が助役であった在職期間(退職手当の支給を受けた期間を除く。)を通算する。